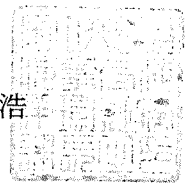




国海環第 126 号
平成 30 年 1 月 10 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田淵 一浩



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を別添のとおり改正すること
と致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



SO_x スクラバーの検査の方法等に係る通達整備について

1. 背景

船舶から放出される硫黄酸化物(SO_x)や粒子状物質(PM)を削減するため、海洋汚染防止条約附属書VI第14規則により、船舶で使用される燃料油中の硫黄分濃度が規制されており、2020年1月1日から全世界で硫黄分濃度の規制値が現行の3.5%から0.5%へ強化されます。

同附属書第4規則では、第14規制による要求と同等の実効性を有する他の措置について、主管庁が同等物として認めることができると規定されています。硫黄分濃度の規制の同等物の一つとしてSO_xスクラバー(硫黄酸化物放出低減装置)が想定されており、国際海事機関(IMO)では、SO_xスクラバーに係る技術基準等を規定するガイドラインが定められています。

今般、船舶に設置されたSO_xスクラバーに対する検査及び国際証書の交付等をIMOのガイドラインに即して適切に行うために、その内容を検査の方法等に反映させる通達を整備しました。

2. 通達整備の概要

硫黄酸化物放出低減装置に係る検査の方法、国際大気汚染防止証書追補の記載方法等に関し、下記通達の改正及び制定を行いました。

- ① 海洋汚染等防止法検査心得(改正)
- ② 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法(改正)
- ③ 海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領(改正)
- ④ 原動機の放出量確認等業務要領(改正)
- ⑤ 硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領(制定)